

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五七三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五七四
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 五七五
- 福島県選挙管理委員会 五七五
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五七六
- 福島海区漁業調整委員会 五七六
- 漁業法により指示する件 五七七

## 告 示

**福島県告示第七百三十三号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年十二月十二日から令和六年四月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和五年十二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）テックランドNew会津若松店 福島県会津若松市神指町大字四合字幕内南六百三十二番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

- 称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社ヤマダデンキ  
 代表者の氏名 代表取締役 上野 善紀  
 住所 群馬県高崎市栄町一番一号  
 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 名称 株式会社ヤマダデンキ  
 代表者の氏名 代表取締役 上野 善紀  
 住所 群馬県高崎市栄町一番一号
  - 2 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和六年七月三十日
  - 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 六千六百五十五平方メートル
  - 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 1 駐車場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 三百五十台  
 2 駐輪場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 百十三台  
 3 荷さばき施設の位置及び面積  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 面積 三十平方メートル  
 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 容量 七十五立方メートル
  - 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前九時  
 閉店時刻 午後十時  
 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時三十分から午後十時三十分まで  
 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 数 四箇所  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで
  - 6 届出年月日  
 令和五年十一月二十九日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 岩瀬郡天栄村大字湯本字西平一から一四まで
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 岩瀬郡天栄村大字湯本字出入沢二の二、三の二、四の二、五の二、六の二、七の二、九の二、一〇、一一の一、一二の二
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 岩瀬郡天栄村大字湯本字下向山一、四から七まで
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 岩瀬郡天栄村大字湯本字上向山一から四まで
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 岩瀬郡天栄村大字田良尾字平野八の二
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 岩瀬郡天栄村大字田良尾字平野九、一〇
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字大向六の二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、天栄村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字山梨平一の二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、天栄村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字更目木三二の口、三二の口  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、天栄村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
  - 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字牧之内字白んズ二、三  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 2 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、天栄村森林整備計画で定める標  
準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
  - 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字牧之内字煩窪三の一から三の五まで  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 2 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、天栄村森林整備計画で定める  
標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保  
全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

一 縦覧に供する図書

福島県知事 内堀 雅 雄

二 縦覧図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第二百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画(福島北地区計画)の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

縦覧図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和五年十二月一日現在において、次のとおりである。

令和五年十二月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、八二一  
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二九二、六二九  
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一七、一五四
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	一八、一一七
郡山市	伊達市伊達郡	二五、六七九
いわき市	本宮市安達郡	一〇、七五二
白河市西白河郡	南会津郡	六、八四六
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	五、八九五
喜多方市耶麻郡	大沼郡	六、七五八
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	八、三八八
二本松市	石川郡	一〇、四五七
	双葉郡	一六、七〇四

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。  
令和五年十二月十二日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
  - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までとする。